⑺　地域における児童虐待の未然防止等に資する家庭教育支援の取組の推進

地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の充実を図る。【文部科学省】（５－７）

⑻　教育現場における講演会等の実施

教育委員会を含む都道府県・市区町村等の関係機関と連携し、教育現場における講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力についての意識のかん養等に努める。【警察庁、文部科学省】（５－８）

⑼　生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、法教育推進協議会を通じた取組を推進する。【法務省】（５－９）

２　国民に向けた広報啓発に関する施策

⑴　各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発

ア　犯罪被害者等支援に関する国民の理解を増進するため、広報啓発のための集中的な強化期間として設定した「犯罪被害者週間」を月間化して、十分な訴求期間を設けた上、同期間中、政府全体として、創意工夫を凝らした効果的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体に対し、地域の実情に応じ、各種支援の取組の定着をも狙った広報啓発活動を実施するよう要請する。【警察庁】（５―10）

イ　性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、適切に啓発期間を定め、国民各層へ向けた効果的な広報啓発を一層推進する。【内閣府】（５―11）

ウ　「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。【内閣府】（５―12）

エ　「人権週間」（毎年12月４日から同月10日まで）を中心に、犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報・啓発活動を実施する。【法務省】（５―13）

オ　体罰によらない子育てや、児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。【こども家庭庁】（５―14）

⑵　国民の参加を促す広報啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、犯罪被害者等の参加・協力を得て講演会等を開催し、その声を国民に広く届ける機会を設けるほか、より深く国民に考える機会を提供するため、犯罪被害者等支援に関する標語の募集、犯罪被害者等支援のシンボルマークの普及等を行う。【警察庁】（５―15）

⑶　組織、団体等との連携を含めた効果的な広報啓発

ア　犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、関係府省庁と連携し、学校や民間企業、民間被害者支援団体を含む各種団体等から幅広い協力を得て、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話、パンフレットの作成・配布等を実施する。また、民間相互の連携を促すことにより、一層充実した広報啓発活動を推進する。【警察庁】（５―16）

イ　医療、福祉、教育、法曹その他の犯罪被害者等と関わり得る各界各層が、犯罪被害者等の二次的被害を含め、その心情に十分に配慮した活動を行うよう、関係府省庁と連携し、その役割にも応じた広報啓発等を行うことにより、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察庁】（５―17）

⑷　広報啓発手法や媒体の多様化

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるほか、関係府省庁や地方公共団体、民間団体等の施策や取組の周知のため、相互連携・協力の下、ウェブサイト・ＳＮＳ、広く国民の目にとまる街頭広告等を活用し、広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行う。【警察庁】（５―18）

⑸　ＳＮＳを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化

ア　関係府省庁等と連携し、ＳＮＳを含むインターネット上の犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を防ぐため、啓発講座の開催、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた事例集の作成・公表等を通じ、ＩＣＴリテラシー向上に資する啓発活動を強化する。【総務省】（５―19）

イ　道徳教育を含めた学校の教育活動全体を通じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の指導の充実に努める。【文部科学省】（５―20）

ウ　関係府省庁等と連携し、インターネットリテラシーを高め、犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を含めたインターネット上の人権侵害を防ぐため、被害者にも加害者にもならない「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるよう、啓発冊子の配布のほか、啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施する。【法務省】（５―21）

⑹　犯罪被害者等に関する情報の保護

警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見を尊重しつつ、報道の自由及び国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（５―22）

⑺　少年の犯罪被害の防止等に関する広報の実施

スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】（５―23）

⑻　被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童、障害者及び外国人をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（５―24（再掲：４―43））

⑼　犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。【警察庁】（５―25）

⑽　交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

ア　交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。【警察庁】（５―26）

イ　運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】（５―27）